

第1章

総論

(このページは白紙です)

第1節 計画の概要

1 計画策定の趣旨

東大和市は、平成18年5月、障害者基本法に基づく障害者計画を包含する第三次地域福祉計画を策定し、障害福祉施策の推進を図ってきました。

国は、平成15年にスタートした支援費制度の様々な課題を解決し、身体障害・知的障害・精神障害と障害種別ごとに分かれていた制度の一元化を図り、身近な区市町村が責任をもってサービスを提供することにより地域の特性にあったサービス提供の一層の推進を図ること及び福祉施設や事業体系の抜本的な見直しを内容とする、障害者自立支援法を平成18年4月に施行しました。

この法律では、これらの制度改正に併せ、都道府県並びに市町村が障害福祉サービス及び相談支援並びに地域生活支援事業を提供するための体制の計画的整備を図るため、障害福祉計画の策定を義務づけました。

このことから、市は、「国の基本的な指針」及び「東京都の基本的考え方」を踏まえ、障害者自立支援法に基づく障害福祉サービス及び相談支援並びに地域生活支援事業の提供体制の整備並びに自立支援給付及び地域生活支援事業の円滑な実施を確保するための計画を策定するものです。

2 計画の位置づけ

東大和市障害福祉計画は、障害者自立支援法第88条第1項に基づく市町村障害福祉計画として策定するもので、東大和市第二次基本構想に即し、平成18年5月に策定した第三次地域福祉計画と調和を図った、第三次地域福祉計画の実施計画的な性格を持つ計画です。

3 計画の期間

東大和市障害福祉計画は、東京都が策定する「東京都障害福祉計画」の策定期間と整合を図り、障害者自立支援法に基づく福祉施設が新たなサービス体系への移行を完了する平成23年度末に向けての数値目標を設定し、そこに至る中間段階の位置付けとして、平成18年度、平成19年度及び平成20年度の3カ年を第1期の計画期間とします。

また、平成21年度から平成23年度については、第2期の計画とし、第1期計画の実績の評価等を踏まえ、平成20年度中に策定します。

第2節 計画策定の背景

1 障害者に関する施策の動向

(1) 障害者基本法

平成5年12月3日に「心身障害者対策基本法の一部を改正する法律」が公布・施行され、法律名も「障害者基本法」となりました。

その後、「精神薄弱」を「知的障害」に改める等の改正を経て、平成16年6月障害者基本法が改正されました。

この改正は、国際的に障害者差別禁止法を制定する国が増加していること、障害者の地域生活を支援する制度の整備が推進されていることなどの社会情勢を背景に、基本的理念に障害を理由とする差別その他の権利利益の侵害行為をしてはならない旨を規定する等大幅なものです。

平成16年改正の「障害者基本法」の概要は次のとおりです。

国際障害者年のテーマであった「完全参加と平等」の趣旨、最近の国際的な障害者差別禁止法の制定の動向等に対応して、法の目的に「障害者の自立及び社会参加の支援等」を促進することを明記するとともに、基本的理念に「何人も、障害者に対して、障害を理由として、差別することその他の権利利益を侵害する行為をしてはならない」旨を規定しています。

「障害者」とは、「身体障害、知的障害又は精神障害があるため、継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける者をいう」と定義されました。

政府・都道府県・市町村は、「障害者基本計画」(都道府県障害者計画、市町村障害者計画)を策定しなければならないこととされました。

障害者の福祉に関する基本的施策は、近年の障害者関連施策の動向を踏まえ、大幅な見直しが行われ、医療、介護等、年金等、教育、職業相談等、雇用の促進等、住宅の確保、公共的施設のバリアフリー化、情報の利用におけるバリアフリー化、相談等、経済的負担の軽減、文化的諸条件の整備等の11分野に整理して規定されています。主なものとしては、障害者の福祉に関する基本的施策として、国及び地方公共団体は、障害者とその年齢及び障害の状態に応じ、医療、介護、生活支援その他自立のための適切な支援を受けられるよう必要な施策を講じなければならないとされました。また、国及び地方公共団体は、障害者に関する相談業務、成年後見制度その他の障害者の権利利益の保護等のための施策又は制度が、適切に行われまたは広く利用されるようにしなければならないとされました。

(2) 国の障害者計画策定の経緯

わが国で障害者計画として最初に策定されたのは、昭和57年に国際障害者年推進本部が策定した、国連・障害者の十年の国内行動計画としての「障害者対策に関する長期計画」です。

その後、平成5年に障害者対策推進本部が「障害者対策に関する新長期計画」を策定しています。後に成立した障害者基本法により、この計画は「障害者基本計画」と位置づけられました。また、平成7年に障害者プランを策定しています。

平成14年、政府が障害者基本法に基づく「障害者基本計画」と「重点施策実施5カ年計画（新障害者プラン）」を策定しました。

障害者基本計画の概要

平成14年12月に閣議決定された「障害者基本計画」は、計画期間を平成15年度からの10年間とし、「障害者対策に関する新長期計画」の理念であったノーマライゼーション及びリハビリテーションを継承するとともに、国民誰もが相互に人格と個性を尊重し支えあう「共生社会」の考えを打ち出し、障害のある人が社会の対等な構成員として人権を尊重され、自己選択と自己決定の下に社会活動に参加・参画し、社会の一員として責任を分かち合う社会の実現を目指しています。

新障害者プランの概要

障害者基本計画における推進体制の項目に基き、障害者施策推進本部において、平成14年12月「重点施策実施5カ年計画（新障害者プラン）」が決定されました。これは、障害者基本計画の前期5年間に重点的に実施する施策とその達成目標を示しています。

その基本的考え方は、障害者基本計画に掲げた「共生社会」実現を目的として、障害のある人々の社会に参加する力の向上を図るとともに、福祉サービスの充実やバリアフリー化の推進など、自立に向けた地域基盤の整備に取り組むものであります。

(3) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律

平成 7 年に精神保健法が改正され、「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」が成立しました。

この法律は、精神医学の進歩、公衆衛生の浸透、人権の擁護、社会復帰の促進、福祉施策の推進等、時代の要請に応じて整備されてきています。

この法律は、精神障害者の医療及び保護を行い、その社会復帰の促進及びその自立と社会経済活動への参加の促進のために必要な援助を行い、並びにその発生の予防その他国民の精神的健康の保持及び増進に努めることによって、精神障害者の福祉の増進及び国民の精神保健の向上を図ることを目的としています。

この法律の対象である精神障害者とは、「統合失調症、精神作用物質による急性中毒又はその依存症、知的障害、精神病質その他の精神疾患を有する者をいう」と定義されています。

(4) 支援費制度の施行

平成 15 年 4 月、障害者福祉サービスは、利用者の立場に立った制度を構築するため、行政がサービスの受け手を特定し、サービス内容を決定する「措置制度」から、「支援費制度」に大きく制度の変更がされました。

支援費制度は、障害者の自己決定を尊重し、利用者本位のサービス提供を基本として、事業者等との対等な関係に基づき、障害者自らがサービスを選択し、契約によりサービスを利用する仕組みです。事業者等は、サービス提供の主体として、利用者の選択に十分応えることができるよう、サービスの質の向上を図ることが求められてきました。これにより、心身障害者の個人としての尊厳を重視した、福祉サービスの利用制度となりました。

支援費制度の施行により、新たにサービスの利用者が増え、地域生活支援が前進しましたが、次のような課題に直面することとなりました。

措置と違い、原則として身体障害者手帳、愛の手帳の交付を受けた者だれでもが支給決定を受けるための申請が可能となったため、新たな利用者が急増し、それに伴いサービス費用も増大しました。更なる利用者の増加が見込まれる中、現状のままでは支援費制度の維持が困難となりました。

支援費制度は、全国共通の利用のルールがなく、地域におけるサービス提供体制が異なっていました。何より市町村の財政力格差により、日本全国では大きな地域格差が生じることとなりました。

サービスの利用に当たっても、障害種別ごとに大きなサービス格差が生じ、制度的にも様々な不整合が生まれました。精神障害者は支援費制度の対象者にすら入っていませんでした。

就労の面では、働く意欲のある障害者が必ずしも働けていない状況にあります。養護学校の卒業生の半数以上が福祉施設を利用することになりますが、そのうち就職のために施設を出た人は、年間で1%程度です。

2 障害者自立支援法

障害者が地域で暮らすことを推進する目的で、国は障害者自立支援法による改革を図りました。

平成17年11月7日、障害者自立支援法が公布され、平成18年4月1日（一部は平成18年10月1日）より施行されることとなりました。

この法律は、障害者の地域生活と就労を進め、自立を支援する観点から、平成17年度まで障害種別ごとに異なる法律に基づいて自立支援の観点から提供されてきた福祉サービス、公費負担医療等について、共通の制度の下で一元的に提供する仕組みです。

障害者及び障害児がその有する能力及び適性に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、必要な障害福祉サービスにかかる給付その他の支援を行い、もって障害者及び障害児の福祉の増進を図るとともに、障害の有無にかかわらず住民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現を図ることを目的としています。

障害者自立支援法には次の5つのねらいがあります。

障害者の福祉サービスを一元化

障害種別にかかわらず、障害のある人々が必要とするサービスを利用できるように、サービスを利用するための仕組みを一元化し、施設・事業を再編する。

利用者本位のサービス体系に再編

区市町村が地域の実情に応じて障害者福祉に取り組み、障害者が身近なところで一元的にサービスが利用できるようにする。

安定的な財源の確保

サービスを利用する人々もサービスの利用量と所得に応じた負担を行うとともに、国と地方自治体が責任をもって費用負担を行うことをルール化して財源を確保し、必要なサービスを計画的に充実する。

障害者がもっと働ける社会

一般就労へ移行することを目的とした事業を創設するなど、働く意欲と能力のある障害者が企業等で働けるよう支援する。

支給決定の透明化、明確化

支援の必要度合いに応じてサービスが公平に利用できるよう、利用に関する手続きや基準を透明化、明確化する。

3 障害福祉計画の策定

(1) 国の基本的な指針

障害福祉計画の策定は、国の基本的な指針（以下「指針」という。）に即することとされ、国は、厚生労働省告示第三百九十五号により指針を公表しました。この指針の概要は以下のとおりです。

『障害福祉サービス及び相談支援並びに市町村及び都道府県の地域生活支援事業の提供体制の整備並びに自立支援給付及び地域生活支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針』

障害保健福祉施策については、平成十五年度以降、措置制度から契約制度へと転換した支援費制度の下で、利用者数が飛躍的に増加する等サービス量の拡充が図られてきたところである。

しかしながら、居宅介護事業(ホームヘルプサービス等)等について未実施の市町村(特別区を含む。以下同じ。)がみられるほか、精神障害者に対するサービスは支援費制度の対象となっていなかったこともあって、その立ち後れが指摘されていた。また、長年にわたり障害福祉サービスを支えてきた現行の福祉施設や事業体系については、利用者の入所期間の長期化等により、その本来の機能と利用者の実態が乖離する等の状況にあるほか、地域生活移行や就労支援といった新たな課題への対応が求められている。さらに、障害者又は障害児(以下「障害者等」という。)の地域生活を支えていくために障害福祉サービスと並んで欠くことのできない相談支援体制についても、その整備状況に大きな地域格差がみられるところである。

障害者自立支援法（以下「法」という。）においては、こうした状況に対応して、障害者及び障害児が、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、必要な障害福祉サービスや相談支援等が地域において計画的に提供されるべく、福祉施設や事業体系の抜本的な見直しと併せて、市町村及び都道府県に対し障害福祉計画（法第八十八条第一項に規定する市町村障害福祉計画及び法第八十九条第一項に規定する都道府県障害福祉計画をいう。以下同じ。）の作成を義務付ける等、サービス体系全般について見直しが行われた。

この指針は、現行の福祉施設が新たなサービス体系への移行を完了する平成二十三年度末に向けて数値目標を設定するとともに、そこに至る中間段階の位置付けとして平成十八年度から平成二十年度までの障害福祉計画を作成するに当たって即すべき事項を定め、障害福祉サービス及び相談支援並びに市町村及び都道府県の地域生活支援事業を提供するための体制の確保が計画的に図られるようにすることを目的とするものである。

第一 障害福祉サービス及び相談支援の提供体制の確保に関する基本的事項

一 基本的理念

市町村及び都道府県は、障害者等の自立と社会参加を基本とする障害者基本法(昭和四十五年法律第八十四号)の理念を踏まえつつ、次に掲げる点に配慮して、障害福祉計画を作成することが必要である。

1 障害者等の自己決定と自己選択の尊重

ノーマライゼーションの理念の下、障害の種別、程度を問わず、障害者等が自らその居住する場所を選択し、その必要とする障害福祉サービスその他の支援を受けつつ、障害者等の自立と社会参加の実現を図っていくことを基本として、障害福祉サービスの提供体制の整備を進める。

2 実施主体の市町村への統一と三障害に係る制度の一元化

障害福祉サービスに関し、実施主体を市町村を基本とする仕組みに統一するとともに、従来、身体障害、知的障害及び精神障害と障害種別ごとに分かれていた制度を一元化することにより、立ち後れている精神障害者等に対するサービスの充実を図り、都道府県の適切な支援等を通じて地域間で大きな格差のある障害福祉サービスの均てんを図る。

3 地域生活移行や就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備

障害者等の自立支援の観点から、地域生活への移行や就労支援といった新たな課題に対応したサービス提供体制を整えるとともに、障害者等の生活を地域全体で支えるシステムを実現するため、身近な地域におけるサービス拠点づくり、NPO等によるインフォーマルサービス(法律や制度に基づかない形で提供されるサービスをいう。)の提供等、地域の社会資源を最大限に活用し、提供体制の整備を進める。

二 障害福祉サービスの提供体制の確保に関する基本的考え方

障害福祉サービスの提供体制の確保に当たっては、一の障害福祉計画の基本的理念を踏まえ、次に掲げる点に配慮して、数値目標を設定し、計画的な整備を行う。

1 全国どこでも必要な訪問系サービスを保障

立ち後れている精神障害者等に対する訪問系サービス(居宅介護、重度訪問介護、行動援護及び重度障害者等包括支援をいう。以下同じ。)の充実を図り、全国どこでも必要な訪問系サービスを保障する。

2 希望する障害者等に日中活動系サービスを保障

いわゆる小規模作業所の利用者の法に基づくサービスへの移行等を推進するとともに、希望する障害者等に日中活動系サービス(生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、療養介護、児童デイサービス、短期入所及び地域活動支援センターで提供されるサービスをいう。以下同じ。)を保障する。

3 グループホーム等の充実を図り、入所等から地域生活への移行を推進

地域における居住の場としてのグループホーム(共同生活援助を行う住居をいう。以下同じ。)及びケアホーム(共同生活介護を行う住居をいう。以下同じ。)の充実を図るとともに、自立訓練事業等の推進により、入所等(福祉施設への入所又は病院への入院をいう。)から地域生活への移行を進める。

4 福祉施設から一般就労への移行等を推進

就労移行支援事業等の推進により、障害者の福祉施設から一般就労への移行を進めるとともに、福祉施設における雇用の場を拡大する。

三 相談支援の提供体制の確保に関する基本的考え方

障害者等、とりわけ重度の障害者等が地域において自立した日常生活又は社会生活を営むためには、障害福祉サービスの提供体制の確保とともに、これらのサービスの適切な利用を支える相談支援体制の構築が不可欠である。このため、地域の実情に応じ、中立・公平な立場で適切な相談支援が実施できる体制の整備を図るとともに、相談支援事業を効果的に実施するため、事業者、雇用、教育、医療等の関連する分野の関係者からなる地域自立支援協議会(以下「地域自立支援協議会」という。)を設ける等のネットワークの構築を図る。

(2) 東京都障害福祉計画の基本的考え方

障害福祉計画の策定は、指針に即することとされているが、東京都は、現在策定中の東京都障害者計画の策定に係る東京都障害者施策推進協議会の意見(平成18年8月22日付け最終提言)を踏まえ、東京都の特性に応じた『障害福祉計画の策定に向けた東京都の基本的考え方』をまとめ、これを東京都障害福祉計画及び区市町村の障害福祉計画策定の基本的指針とし区市町村に提示しました。

この基本的な考え方の概要は以下のとおりです。

『東京都障害福祉計画の基本的考え方』

障害者自立支援法第88条及び同法第89条の規定に基づいて東京都及び区市町村が策定する障害福祉計画は、同法第87条第1項の規定に基づく基本指針(平成18年6月26日厚生労働省告示第395号)とともに、東京都障害者施策推進協議会の意見(平成18年8月22日付け最終提言)を踏まえた、以下の諸点に留意して策定するものとする。

(1) 東京都障害福祉計画の基本的理念

ノーマライゼーションの理念の下、障害者が、他の市民と同様に、自らの生活は自らが選び、決め、行動するという自己選択・自己決定を最大限に尊重され、人間としての尊厳を持って地域社会で生活できるよう、以下のような社会の実現を目指して、障害者自立支援施策を計画的かつ総合的に推進していく。

ア すべての都民がともに暮らす地域社会の実現

コミュニケーションや移動の円滑化を図る施策の推進により、障害をもつ人と出来ない人が学校、職場、地域の中で交流を図り、たとえ障害をもっている、適切な支援があれば、街なかで暮らし、一般の職場で働けることを都民が理解し、支え合いながら暮らす地域社会を実現する。

イ 障害者が地域で安心して暮らせる社会の実現

障害の種別にかかわらず、また、どんなに障害が重くても、必要とするサービスを利用しながら、障害者本人が希望する地域で安心して暮らせる社会を実現する。

そのため、障害者が自ら望む生活のあり方を選択できるようサービス基盤を重点的に整備するとともに、重度・重症の障害者（児）であっても、可能な限り地域で生活し続けられるよう、東京都と区市町村が重層的に地域生活を支援する体制を整備する。

ウ 障害者が当たり前で働ける社会の実現

障害者が地域において自立して生活し、その生活の質の向上を図るため、働く機会を拡大するとともに安心して働き続けられるよう支援を提供することにより、障害者が当たり前で働ける社会を実現する。

そのため、企業等に障害者雇用への取組を促す一方、福祉施設においても、利用者を一般就労へ円滑に移行させる支援事業や、より高い水準の賃金・工賃を利用者に支払う支援事業に積極的に取り組むよう、経営改革を促す。

(2) 平成23年度の数値目標の設定

福祉施設の入所者の地域生活への移行（東京都と区市町村で設定）

【国の基本指針】

障害者の入所施設に入所している者（平成17年10月1日現在）のうち、今後、自立訓練事業等を利用し、グループホーム・ケアホーム、福祉ホーム、公営住宅・民間賃貸住宅等の一般住宅（家庭復帰を含む。）に移行する者の数を見込み、その上で、平成23年度末における地域生活に移行する者の数値目標を設定する。

目標の設定に当たっては、施設入所者の1割以上が地域生活に移行することとするとともに、これにあわせて平成23年度末の施設入所者を7%以上削減することを基本としつつ、地域の実情に応じて目標を設定することが望ましい。

入所施設とは、長期の入所が常態化している身体障害者療護施設、身体障害者授産施設、知的障害者更生施設（入所）、知的障害者授産施設（入所）、精神障害者入所授産施設等が考えられる。

平成17年10月1日現在の利用者に、新規整備予定の施設利用者を含めない。

ア 施設入所者の地域移行促進に関する基本的考え方

- (ア) 区市町村は、各区市町村が支給決定を行っている施設入所者の1割以上の者が、平成23年度末までに都内において地域生活に移行できるように、グループホーム等の地域居住の場、自立訓練事業等の通所事業及びショートステイ事業などの必要見込量を算定し、地域生活への移行後の生活基盤の整備に計画的に取り組むものとする。
- (イ) 都内・都外の施設入所支援事業者は、グループホーム等への入居支援などにより、入所者の1割以上を、平成23年度末までに地域生活へ移行させるよう努めるものとする。
- (ウ) 東京都は、「障害者地域生活支援・就労促進3か年プラン」に基づいて、設置者負担を軽減する特別助成等により、グループホーム等の地域生活基盤の整備に重点的に投資する。

なお、区市町村の必要見込量の積算によっては、基盤整備の目標数値を上方修正する。

イ 入所施設の定員に関する考え方

- (ア)身体障害者療護施設及び知的障害者更生施設(入所)については、
- ・人口10万人当たりの利用者が全国平均(111人)を下回っている(約62人)。
 - ・平成15年度以降の緊急整備計画の効果により入所待機者は減少傾向にあるが、重度障害者の利用希望が依然として多い(知的障害者更生施設で700人以上、そのうち知的障害児施設における過齢者が約3割に当たる200人強を占めている。)
 - ・都内、とりわけ特別区で入所施設の未設置の地域が残っている。などの現状を考慮すると、平成23年度末までに入所者を7%以上削減するのは困難である。
- (イ)当面、東京都は、既存施設の入所者のグループホーム等への移行を促進すると同時に、入所施設による支援が真に必要な者の利用を確保するため、「障害者地域生活支援・就労促進3か年プラン」に基づく地域生活支援型入所施設を整備する(平成20年度までに120人分)。
- (ウ)こうした取組により、第一期東京都障害福祉計画において定める「平成23年度末の入所定員数」は、平成17年10月1日現在の定員数を超えないものとする。

入院中の精神障害者の地域生活への移行（東京都と区市町村で設定）

【国の基本指針】

平成24年度までに「受入れ条件が整えば退院可能な精神障害者」が退院することを目指し、そのために必要な自立訓練事業等の必要量を見込み、平成23年度末までの退院可能精神障害者数の減少目標値（平成14年度における退院可能精神障害者数に基づき市町村及び都道府県が定める数）を設定する。

これとともに、医療計画における基準病床数の見直しを進める。

ア 受入れ条件が整えば退院可能な精神障害者の地域生活移行に関する基本的考え方

いわゆる「社会的入院」の状態にある精神障害者の退院を促し、円滑に地域生活に移行させ、退院後の地域生活を安定的に継続して支えるため、

（ア） 東京都は、相談支援事業者等にコーディネーターを配置して、精神科病院の医師・精神保健福祉士等や退院後の生活を支える関係機関との連絡・調整等を行うことにより対象者の円滑な地域移行を図る精神障害者退院促進支援事業（地域生活支援事業）を計画的に実施する。

（イ） 区市町村は、前記のコーディネーターとの連絡・調整に当たる相談支援事業者を確保し、退院後の地域生活を継続して支える相談・見守りの体制の整備をはじめ、介助・介護サービス及びグループホーム等の居住の場や自立訓練事業等の日中活動の場などの生活基盤の整備など、地域生活移行後の支援体制の整備に努めるものとする。

イ 受入れ条件が整えば退院可能な精神障害者の地域移行の目標

(ア) 平成14年度の患者調査等によると、東京都には、退院可能な精神障害者は約5,000人いるとされているが、都内外の精神科医療機関における現実的で最新の退院可能者数の把握が困難であるため、第一期障害福祉計画では、暫定的に、約5,000人を各区市町村の人口比で按分して算定した人数を区市町村ごとに定める地域移行の対象者数(目標値)とする。

(イ) 国は、平成24年度までに「受入れ条件が整えば退院可能な精神障害者」が退院できることを目指すとしているが、東京都は、平成18年度を初年度として、10年後の平成27年度末までの退院を目指すこととし、各区市町村は、平成23年度末において暫定的な対象者の5割以上の者が地域生活へ移行することを目指すものとする。

(ウ) 前記の目標を達成できるよう、各区市町村は、「障害者地域生活支援・就労促進3か年プラン」を最大限に活用し、グループホーム等の居住の場や自立訓練事業等の日中活動の場などの地域生活の基盤整備を推進する。

(エ) 東京都は、区市町村が、退院時や退院後の地域生活を支援するため、相談支援や居住サポートなどの事業に取り組む場合に支援策を講じることを検討する。

福祉施設から一般就労への移行等（東京都と区市町村において設定）

【国の基本指針】

福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等を通じて、平成23年度中に一般就労に移行する者の数値目標を設定する。目標の設定に当たっては、平成17年度の一般就労への移行実績の4倍以上とすることが望ましい。

また、平成23年度までに平成17年度の利用者のうち、2割以上の者が就労移行支援事業を利用するとともに、平成23年度末において、就労継続支援事業の利用者のうち、3割は就労継続支援（A型）事業を利用することを目指す。

ア 障害者の就労促進に関する基本的考え方

障害者が当たり前で働ける社会の実現を目指し、より多くの障害者が一般就労に移行するとともに、福祉施設における就労支援を拡充するため、

（ア）東京都は、「福祉施設から一般就労への移行」のみならず、養護学校の卒業生や離職者などで一般就労を希望する障害者が企業等で働く機会を拡大するため、引き続き、東京独自に区市町村障害者就労支援事業及び施設外授産又は企業内通所授産事業の拡充に重点的に取り組む。

また、産業労働局及び東京労働局との連携により、障害者の態様に応じた多様な委託訓練、障害者トライアル雇用、ジョブコーチによる支援等の事業を拡充することを目指す。

(イ) 区市町村は、障害者が自らの希望や力量に応じて、就労移行支援事業、就労継続支援事業(A型)、就労継続支援事業(B型)のいずれでも選択できるよう、特に就労移行支援事業及就労継続支援事業(A型)については、平成23年度末までに1か所以上の事業者の確保に努め、これにより、事業相互間で双方向の移行が可能となることを目指す。

あわせて、これら3事業の利用者が、可能な限り一般就労へ移行できるよう、区市町村障害者就労支援事業及び施設外授産又は企業内通所授産事業を最大限に活用する。

イ 一般就労への移行促進の目標

(ア) 福祉施設の利用者をはじめ、一般就労を希望する障害者が企業等に就職することを支援し、就職後も安心して働き続けられるよう、職場定着支援や生活支援を継続的に行う区市町村障害者就労支援事業を、平成23年度までに、すべての区市町村(平成20年度までに49区市)で実施する(複数の自治体による共同実施を含む。)ことを目指す。

(イ) 福祉施設利用者の一般就労への移行促進に効果的な施設外授産又は企業内通所授産事業について、就労移行支援事業を実施する事業者はもとより、区市町村障害者就労支援事業を実施する事業者も活用できるよう検討し、すべての区市町村(平成20年度までに33か所)で実施する(複数の自治体による共同実施を含む。)ことを目指す。

(ウ) 以上の就労支援に係る事業に積極的に取り組むことにより、区市町村は、平成23年度中に一般就労に移行する者の数が、平成17年度の一般就労への移行実績の2倍以上となることを目指す。

(4) 各年度における指定障害福祉サービス又は指定相談支援の種類ごとの必要な量の数値目標の設定

区市町村は、平成20年度までの各年度及び平成23年度における指定障害福祉サービス又は指定相談支援の種類ごとの実施に関する考え方及び必要な量の見込みを定めるものとする。

この場合、国の基本指針(平成18年6月26日厚生労働省告示第395号)別表3を参考として、支援費制度の利用実績等に関する分析、障害者等のサービスの利用に関する意向、事業者の新体系への移行希望等を勘案しつつ、地域の実情を踏まえて設定することが適当である。

東京都は、各区市町村の方針を尊重し、区市町村障害福祉計画における見込量の数値を、東京都全体で集計した結果が、東京都障害福祉計画における見込量の数値と整合がとれるよう、東京都は各区市町村と調整を図ることとする。

特に、障害福祉サービスを提供するための福祉施設の整備等に関しては、東京都は広域的調整を図る役割を持っているため、東京都は、適宜、関係する区市町村と協議を行うものとする。

(5) 地域生活支援事業の実施について

区市町村及び東京都は、障害者自立支援法第77条及び同法第78条に定められた地域生活支援事業の実施に関して、地域の実情に応じて、次の事項を定めるものとする。

実施する事業の内容

各年度(平成20年度までの各年度及び平成23年度)における事業の種類ごとの実施に関する考え方及び量の見込み

各事業の見込量の確保のための方策

その他実施に必要な事項

(このページは白紙です)

第2章

理念と目標

(このページは白紙です)

1 計画の理念

東大和市は、平成15年3月、東大和市第二次基本構想を策定し、まちづくりの基本となる都市像を「人と自然が調和した生活文化都市 東大和」と定め、都市像を実現するための5つの基本目標を定めています。

この目標の中で障害福祉に係る基本施策として、『ノーマライゼーションの理念のもとに、障害のある人が住みなれた家庭や地域で自立して共に生活できるよう介護・生活支援サービスを充実していきます』としています。

また、第三次地域福祉計画では、『一人ひとりが、地域が、まちが輝く 福祉のまち』を理念とし、すべての市民が人として尊厳をもって、自分らしく健康で生き生きと生きていけるまちづくりを行うこととしています。

東京都は、国の基本的指針を踏まえた『障害福祉計画の基本的考え方』において、ノーマライゼーションの理念の下、障害者が、他の市民と同様に、自らの生活は自らが選び、決め、行動するという自己選択・自己決定を最大限に尊重され、人間としての尊厳を持って地域社会で生活できるよう、以下のような社会の実現を目指して、障害者自立支援施策を計画的かつ総合的に推進していくことを基本的理念として定めています。

ア すべての都民がともに暮らす地域社会の実現

イ 障害者が地域で安心して暮らせる社会の実現

ウ 障害者が当たり前働ける社会の実現

このことから、次のようにこの計画の理念を定めます。

『障害のある人が、住み慣れた地域の中で自立した生活を営み、社会参加し、働くことのできる社会の実現をめざします』

2 計画の目標

指定障害福祉サービスの確保及び地域生活支援事業の実施に際しての基本的な考え方について、計画の理念並びに障害者自立支援法の趣旨を踏まえ次のとおり目標として定めます。

(1) 相談支援体制の充実

障害福祉サービスの適切な利用を支える中立・公平な相談支援体制の整備と地域の相談支援を支えるネットワークの整備。

(2) 訪問系のサービスの保障

必要な居宅介護等の訪問系サービスの利用の保障とサービス提供体制の充実及びサービスの質の向上を図る。

(3) 希望する障害者等に日中活動系のサービスの保障

利用を希望する障害者に希望する日中活動系のサービスを保障する。

(4) グループホーム等の充実を図り、入所等から地域生活への移行の推進

グループホーム、ケアホームの充実と入所施設及び精神科病院からの地域生活への移行を推進する。

(5) 福祉施設から一般就労への移行等の推進

就労移行支援事業等の推進並びに就労に係る相談支援機能の充実により、福祉施設から一般就労への移行を推進する。

(6) 地域生活支援事業の充実による在宅生活と社会参加の支援

地域生活支援事業の充実を図り、在宅生活と社会参加を支援する。

第3章
障害福祉をめぐる
東大和市の状況

(このページは白紙です)

第1節 身体障害者、知的障害者、精神障害者の状況

1 身体障害者（児）の状況

身体障害者は、身体障害者福祉法別表に掲げる身体上の障害がある18歳以上の者で身体障害者手帳の交付を受けた者です。又、身体障害児は18歳未満の身体障害者手帳の交付を受けた者です。

平成18年4月1日の身体障害者（児）は、2,223人で、人口79,977人に対し、2.78%となっています。また、平成17年度中に78人の増となっています。

表 - 1 障害別身体障害者数（平成17年4月1日現在）（単位：人）

障害区分・等級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	合計	
肢体不自由	総数	318	292	187	292	97	33	1,219
	児童	23	10	3	1	1	0	38
視覚	総数	51	31	10	8	17	10	127
	児童	0	0	0	0	0	0	0
聴覚	総数	10	47	16	39	0	62	174
	児童	0	0	1	1	0	2	4
音声・言語	総数	0	0	17	4	0	0	21
	児童	0	0	1	1	0	0	2
内部障害	総数	346	3	121	134	0	0	604
	児童	5	0	1	1	0	0	7
合計	総数	725	373	351	477	114	105	2,145
	児童	28	10	6	4	1	2	51

児童は18歳未満で内数。

表 - 2 障害別身体障害者数(平成18年4月1日現在) (単位:人)

障害区分・等級		1級	2級	3級	4級	5級	6級	合計
肢体不自由	総数	343	296	196	301	92	34	1,262
	児童	26	12	4	2	1	0	45
視覚	総数	51	30	9	7	17	11	125
	児童	0	0	0	0	0	0	0
聴覚	総数	9	51	14	42	0	71	187
	児童	0	0	1	0	0	4	5
音声・言語	総数	0	0	15	4	0	0	19
	児童	0	0	1	1	0	0	2
内部障害	総数	375	3	111	141	0	0	630
	児童	4	0	2	1	0	0	7
合計	総数	778	380	345	495	109	116	2,223
	児童	30	12	8	4	1	4	59

児童は18歳未満で内数

2 知的障害者(児)の状況

知的障害者は、愛の手帳の交付を受けた18歳以上の者です。知的障害児は愛の手帳の交付を受けた18歳未満の者です。

平成18年4月1日の知的障害者(児)は、384人で人口79,977人に対し0.48%となっています。また平成17年度中に21人の増となっています。

表 - 3 知的障害者数(平成17年4月1日現在) (単位:人)

障害程度		1度	2度	3度	4度	合計
対象者数	総数	22	112	102	127	363
	児童	5	24	23	48	100

児童は18歳未満で内数。

表 - 4 知的障害者数(平成18年4月1日現在) (単位:人)

障害程度		1度	2度	3度	4度	合計
対象者数	総数	22	116	105	141	384
	児童	7	23	23	49	102

児童は18歳未満で内数。

3 精神障害者の状況

精神障害者は、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第5条に規定する統合失調症等の精神疾患を有する者です。

東京都中部総合精神保健福祉センターの資料による、東大和市の精神障害者保健福祉手帳の交付件数は、平成15年度96人、平成16年147人となっています。この手帳は2年毎の更新であることから、市内には250人程度の方が手帳の交付を受けていると考えられます。

また、通院医療費公費負担承認件数は、平成15年度494人、平成16年度391人となっています。手帳の交付と同様2年毎の更新であることから、900人程度の方が精神疾患の治療に公費負担を利用していると考えられます。

なお、通院医療費公費負担制度は、平成18年4月から、障害者自立支援法のもとで、「自立支援医療（精神通院）」という制度に移行しています。

第2節 障害福祉サービスと利用の状況

平成15年度から、身体障害者および知的障害者の福祉サービスについて、利用者自らが契約主体となる「支援費制度」が実施され、居宅介護（ホームヘルプ）（身体障害者、知的障害者、障害児）、短期入所（ショートステイ）（身体障害者、知的障害者、障害児）、グループホーム（知的障害者）についてサービスが提供されました。

また、精神障害者に関しては、精神障害者地域生活支援事業によって、精神障害者居宅生活支援事業（ホームヘルプ）、精神障害者地域生活援助事業（グループホーム）を実施してきました。

本市におけるそれぞれのサービス利用実績は別表のとおりです。

1 居宅介護の利用実績(各年度10月分の利用人数、利用時間) (単位：人、時間)

障害種別	サービス区分	平成15年度		平成16年度		平成17年度	
		利用人数	利用時間	利用人数	利用時間	利用人数	利用時間
身体障害者	身体介護	26	534.5	17	236	18	263.5
	家事援助	33	730.5	30	640	30	539.5
	乗降介助	0	0	0	0	0	0
	移動介護(介護なし)	10	151	9	148.5	11	181.5
	移動介護(介護あり)	7	252.5	10	404.5	10	373.5
	日常生活支援	9	3,123	16	3,209	17	4,499
知的障害者	身体介護	8	16.5	11	92	11	100.5
	家事援助	5	128.5	7	82	5	62.5
	乗降介助	0	0	0	0	0	0
	移動介護(介護なし)	24	267	24	284	27	305.5
	移動介護(介護あり)	6	76.5	17	212.5	23	302
	行動援護					0	0
障害児	身体介護	20	267	15	220	15	231.5
	家事援助	3	59	4	84	6	100
	乗降介助	0	0	0	0	0	0
	移動介護(介護なし)	1	1.5	6	54.5	69	39
	移動介護(介護あり)	4	51	8	113	9	129
	行動援護					1	12

2 短期入所事業の利用実績(各年度の延べ利用人数、利用日数) (単位：人、日)

障害種別	平成15年度		平成16年度		平成17年度	
	延べ利用人数	利用日数	延べ利用人数	利用日数	延べ利用人数	利用日数
身体障害	10	105	11	59	12	88
知的障害	66	621	99	945	139	1183
障害児	87	337	115	443	134	643

3 地域生活援助事業(各年度末の利用人数) (単位：人)

障害種別	平成15年度	平成16年度	平成17年度
知的障害者グループホーム	11	13	19

4 施設訓練等サービス利用者(各年度末の利用人数) (単位：人)

障害種別	施設種別	平成15年度	平成16年度	平成17年度
身体障害	更生	2	0	1
	療護	4	5	5
	授産(入所)	3	4	3
	授産(通所)	10	10	11
知的障害	更生(入所)	30	31	33
	更生(通所)	0	1	1
	授産(入所)	0	0	0
	授産(通所)	38	46	51

5 精神障害者居宅生活支援事業(ホームヘルプ) (単位：人、時間)

サービス区分	平成15年度		平成16年度		平成17年度	
	利用人数	利用時間	利用人数	利用時間	利用人数	利用時間
身体介護	1	4	0	0	0	0
家事援助	14	97.5	17	118	14	88

6 精神障害者地域生活援助事業(グループホーム)(各年度末の利用人数)(単位：人)

障害種別	平成15年度	平成16年度	平成17年度
精神障害者地域生活援助事業	5	4	3

第3節 障害者施策に対する要望・提案

1 障害者福祉施策調査に関するアンケート調査

平成14年度、東大和市の障害者施策の在り方を検討するに当たり、障害者の方に生活の様子や福祉サービスに対するアンケートを行ないました。

この調査による障害別の「暮らしやすいまちづくりへの要望」は次のとおりです。

(1) 身体障害者

最も回答が多いのは「相談機能の充実」が39%で、次いで「手続きの簡素化」が35%、「在宅サービスの充実」が28%と、ソフト対策への要望が強くなっています。

(2) 知的障害者

最も回答が多いのは、「働く場の確保」と「地域の中で生活できる支援の整備」がともに39%を占め、次いで「相談機能の充実」と「入所施設の整備」が34%ずつを占めています。

(3) 精神障害者

最も回答が多いのは「病状に応じて勤められる職場」が63%で、次いで「病気に理解のある職場」が54%、「授産施設等仕事をする施設」の要望が48%と、いずれも就業に関するニーズが高くなっています。

2 障害福祉計画の策定に際しての市民アンケート

平成18年10月、障害福祉計画策定にむけて、障害者の方に市の福祉施策等に関して評価、要望、提案等をしていただくためのアンケートを行いました。

このアンケートに寄せられた主な意見は次のとおりです。

(1) 相談支援について

- ・整備を予定している障害者地域自立生活センターには十分な人員を配置して、情報の提供やきめ細やかな相談事業を行ってほしい。
- ・障害者地域自立生活支援センターの相談担当窓口には、障害者の地域生活に熟知した関係者、障害者の家族、当事者が配置されることで事業が機能すると思う。
- ・障害者総合福祉センターを設置してほしい。

(2) 障害福祉サービスについて

- ・障害福祉サービスを必要とする人に必要な量の支援を確保できるような基準を保障してほしい。
- ・重度の肢体不自由者でも、日常生活や社会参加が十分にできるだけの支給基準にしてほしい。
- ・グループホーム、ケアホームの利用希望者の人数を把握し、必要なサービスが受けられるよう計画してほしい。

(3) 日中活動の場について

- ・早期に、心身障害者通所施設の整備を期待しています。
- ・通所施設を必要としている人全員が通所できる、日中活動の場が確保できるよう、定員、職員体制を考えてほしい。
- ・養護学校卒業後に、進路がなく在宅生活を送るようになることは悲しいことです。卒業後に通所できる施設を、市内に整備してほしい。
- ・総合福祉センターを建設し、その中に第2みのり福祉園を設置してほしい。

(4) 就労の支援について

- ・ 就労支援専門員の育成を急ぎ、しっかりした対応ができるシステムを作
ってほしい。
- ・ 福祉施設から一般就労先へのつなぎ役となる人員がほしい。
- ・ 就労支援について、ジョブコーチの養成・導入など、具体的な支援を行
ってほしい。

(5) 地域生活支援事業について

- ・ 要約筆記者派遣制度を考えてほしい。
- ・ 訪問入浴サービスは継続してほしい。
- ・ 移動支援の登録事業者を増やしてほしい。

(6) のぞみ集会所について（身体障害者・知的障害者への設問）

- ・ 建物の老朽化が著しい。トイレやエアコン等の設備は壊れていて使えな
いことがたびたびある。
- ・ 障害関係団体の利用施設として気軽に安心して利用できる、集会室の機
能を総合福祉センター内に設置してほしい。

(7) 退院の支援について（精神障害者への設問）

- ・ 保証人のいないアパートを紹介してほしい。
- ・ ショートステイを整備することで再入院の防止や長期入院者が安心して
退院できる環境を作れると思う。
- ・ 精神障害者関係者連絡会を利用し、退院促進について話し合うと良い。
- ・ 精神障害者支援について、近隣市との連絡会を作り情報交換ができると
良い。

(8) その他

- ・ アンケートを反映した福祉計画にしてほしい。
- ・ 障害当事者の声を聞く場が定期的にあると良い。
- ・ 市内の障害者団体や施設は横のつながりが弱い。ネットワークが構築さ
れると良い。

3 市民懇談会会場での意見

障害福祉計画の策定に当たり、平成18年12月に市民の方を対象に、2会場で懇談会を開催しました。主な意見は次のとおりです。

(1) 相談支援について

- ・相談支援は、手続きだけの場所ではなく、「本当に困ってどうしたらいいのか。」という相談者に寄り添って、細かなアドバイスをしてほしい。
- ・福祉センターを作るときに、ピアカウンセリングの導入等を考えてほしい。自己選択、自己決定が保障される窓口としてピアカウンセリング、専門員の配置による、自立生活支援センター機能の整備をしてほしい。
- ・相談窓口には、手話のできる職員を配置してほしい。

(2) 障害福祉サービスについて

- ・意見なし

(3) 日中活動の場について

- ・知的障害者は年々増えているので、市で運営する施設の定員については、10年、20年先を見据えた定員設定をしてほしい。
- ・重度障害者に対する日中活動のサービスがほしい。

(4) 就労の支援について

- ・みのり福祉園の授産部門が就労支援のメインになると思うが、一般就労は生易しいものではない。きちんとした人材確保、予算確保をして、就労支援事業に取り組む必要がある。
- ・市役所で障害者の採用をしてほしい。
- ・就労支援センターを機能させてほしい。
- ・地域自立支援協議会を整備して、自治会や商店会の人に入ってもらい障害者の働く場の拡充について促進を図ってほしい。

(5) 地域生活支援事業について

- ・聴覚障害者の情報保障をしてほしい。
- ・登録事業者の拡充に努めてほしい。

(6) のぞみ集会所について

- ・今ののぞみ集会所にかかる年間経費について精査し、福祉センターへの機能移転を考えてほしい。

(7) 退院の支援について

- ・意見なし

(8) その他

- ・意見聴取の懇談会の開催は、より細かく意見を聴くことができるように、障害内容によって個別に行ってほしい。
- ・素案について、市民の意見を聴く場を必ず設けてほしい。

4 障害福祉計画（素案）説明会で寄せられた意見

障害福祉計画の策定に当たり、平成19年1月26日、27日に市民の方を対象に、障害福祉計画（素案）について説明会を開催しました。主な意見は次のとおりです。

(1) 相談支援について

- ・相談支援事業の強化を図ってほしい。

(2) 障害福祉サービスについて

- ・訪問系サービスの数値見込みについては高めの数値目標にしてほしい。
- ・訪問系サービスをひとつにまとめず、居宅介護や重度訪問介護等、サービスごとに示してほしい。
- ・居宅介護は見込み時間数が不足しないようにしてほしい。

(3) 日中活動の場について

- ・就労継続支援B型は、今でも足りないという声があるので、今ある作業所やみのり福祉園の数値を反映した必要量を見込んでほしい。

(4) 就労の支援について

- ・市は民間の作業所に通所している知的障害者については、調整をとってほしい。
- ・一般就労に向けて、市は作業所に対して市の計画と整合性がとれるような指導をしてほしい。

(5) 地域生活支援事業について

- ・コミュニケーション支援事業を充実してほしい。

(6) 地域自立支援協議会について

- ・地域自立支援協議会は、平成 19 年度に設置してほしい。
- ・相談支援事業で自立支援協議会の運営を行うのではなく、自立支援協議会で行うものである。
- ・自立支援協議会は、障害福祉計画の進行管理をし、各種の事業の連携を管理することだと思ふ。
- ・相談支援事業者が 1 箇所だけでも、自立支援協議会を設置することが必要。

(7) 総合福祉センターについて

- ・総合福祉センターの計画については、検討委員会をつくってほしい。
- ・総合福祉センター建設にあたって、障害者や関係者の声を聞いてほしい。

(8) 理念について

- ・理念の中で「障害のある人が」を、「障害のある人も」に変えてほしい
- ・「自立した」という部分を「自己選択・自己決定」に変えてほしい。
- ・働くことができない人もいる。「働く」ではなくて、「社会参加する」に変えてほしい。

5 障害福祉計画（案）意見募集に寄せられた意見

障害福祉計画の策定に当たり、平成19年2月15日から20日まで、市民の方を対象に障害福祉計画（案）に対する意見を募りました。寄せられた意見は次のとおりです。

（1）相談支援について

- ・ソーシャルワーカーなど専門家による相談事業は社会福祉法人と契約を結んでほしい。
- ・総合福祉センターに障害者自立支援センター機能を設置し、ピアサポートを含めた相談支援を実施してほしい。

（2）障害福祉サービスについて

- ・訪問系サービスは、居宅介護、重度訪問介護等サービスごとに見込み量を示してほしい。
- ・居宅支援など適切なサービスがいつも受けられるようにしてほしい。
- ・見込み量がゼロとなっているところは、見直して人数を入れ、予算要求してほしい。

（3）日中活動の場について

- ・みのり福祉園、やまとあけぼの学園について見直しし、再検討してほしい。
- ・日中活動を希望する方全てに、市内での活動を保障してほしい。
- ・市内で生活介護40名という見込みは甘い。いま、市外施設を利用している人も市内の施設を利用できるように見込んでほしい。
- ・総合福祉センターが整備されるまでの期間に卒業を迎える、新たな養護学校の卒業生の日中活動の場を保障してほしい。

(4) 地域生活支援事業について

- ・コミュニケーション支援事業(手話通訳派遣事業、要約筆記派遣事業)を全面委託して、利便性をよくしてほしい。
- ・要約筆記者養成講座、手話通訳者養成講座を実施してほしい。
- ・公共機関に手話通訳者を設置してほしい。
- ・移動支援など適切なサービスがいつも受けられるようにしてほしい。
- ・移動支援事業の見込み量の増が少ない。

(5) 地域自立支援協議会について

- ・地域自立支援協議会は平成19年度に設置してほしい。
- ・地域自立支援協議会の構成メンバーに、障害当事者や親の会等を入れてほしい。
- ・障害福祉計画の策定、進行・管理は地域自立支援協議会が行うべきである。

(6) 総合福祉センターについて

- ・総合福祉センターの立ち上げには、利用者(利用予定者)の要望を取り入れてほしい。
- ・短期入所事業を総合福祉センター内に設置してほしい。

(7) 理念について

- ・理念の中の「障害のある人が」という言葉を「障害のある人も」という言葉に置き換えてほしい
- ・「自立」という言葉を「自己選択・自己決定」という言葉に置き換えてほしい。
- ・働くことができない障害者もいるので、「働くことができる」という言葉を削除し、「社会参加」という表現を使ってほしい。

第4節 障害者福祉の課題の整理

アンケート調査と懇談会等に寄せられた意見等から課題を整理すると、次のようになります。

1 相談支援について

障害者地域自立生活支援センターの整備に合わせ、質の高い相談支援が望まれています。身体・知的障害者への相談支援体制の整備に際しては、専門性の確保が課題の1つとなります。

2 障害福祉サービスについて

地域で生活するために必要な障害福祉サービスの要望があります。3障害に対応した必要なサービスの提供が課題の1つとなります。

3 日中活動の場について

養護学校卒業後の日中活動の場の確保が求められています。利用を希望する人が市内で利用できる日中活動の場の整備が課題となります。

4 就労の支援について

就労・生活支援センターの整備と専門性のある人材の確保が課題となります。

5 地域生活支援事業について

地域生活を支える制度の充実が課題となります。

6 のぞみ集会所について

老朽化に伴い、総合福祉センター内への集会室の設置が望まれています。

7 退院の支援について

退院支援の適切な仕組みづくりが求められています。

第4章

数値目標と 確保のための方策

(このページは白紙です)

第1節 入所施設入所者の地域生活への移行について

平成17年10月時点の障害者施設入所者のうち、自立訓練等を利用し、平成23年度末に地域生活に移行している人の数値目標の設定。

項目	数値	考え方
現在の施設入所者数	42人	平成17年10月1日の全施設入所者。
【目標値】 地域生活移行者数	5人	現在の全施設入所者のうち平成23年度末までに施設入所から、グループホーム・ケアホームへ地域移行する予定者数
割合	11.9%	地域生活移行者を全入所者で除した値

現在の施設入所者数とは、入所期間の長短を問わず平成17年10月1日時点で入所施設に入所している者。

第2節 入院中の精神障害者の地域生活への移行について

「受け入れ条件が整えば退院可能精神障害者」の平成23年度末における減少目標値の設定。

項目	数値	考え方
現在	33人	現在の退院可能精神障害者数
【目標値】 減少数	17人	上記のうち、平成23年度末までに減少を目指す数

退院可能精神障害者とは、患者調査（直近集計値は平成14年度）における精神病床入院患者のうち「受け入れ条件が整えば退院可能な者」で、東京都全体で約5,000人とされ、うち東大和市は33人と推計されている。

「【目標値】減少数」欄は、東京都が示した「平成23年度末において暫定的な対象者の5割以上の者が地域生活へ移行することを目指す」との考え方に基づき設定。

退院後の住居種別の想定【東京都による平成16年度精神障害者ニーズ調査による】

生活の場	割合	人数
単身アパート	13%	2人
家族と同居	44%	8人
グループホーム・ケアホーム	20%	3人
高齢者（介護）施設	23%	4人

第3節 福祉施設から一般就労への移行について

福祉施設利用者のうち、平成23年度末までに就労移行支援事業を通じて一般就労に移行する人の数値目標の設定。

項目	数値	考え方
現在の年間 一般就労移行者数	0人	平成17年度において福祉施設を退所し、 一般就労した者の数
【目標値】 平成23年度の年間 一般就労移行者数	5人	平成23年度において施設を退所し、一般 就労する者の数

一般就労した者とは、一般企業等に就職したもの（就労継続支援（A型）及び福祉工場の利用者となった者を除く）、在宅就労した者、及び自ら起業した者をいう。

第4節 指定障害福祉サービスの種類と見込み量

国の基本的な指針に基づく障害福祉サービス別の推計方法に基づき、平成23年度におけるサービス必要量を見込み、その上で、平成20年度までに必要とされる障害福祉サービスの必要量を、各サービスの利用意向等を把握した上で推計します。

日中活動系、居住系サービスについては、利用実績のある利用者の障害内容・程度、障害程度区分、利用実績のある施設の、新体系移行の内容・時期を確認し推計値に反映した。

また、養護学校高等部卒業見込み予定者数、転入者数見込み、それらを基にサービスの必要量推計に反映した。

1 訪問系サービス

(1) 居宅介護

自宅で入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

(2) 重度訪問介護

重度の肢体不自由者で常に介護を必要とする障害者に対し、自宅での入浴や排せつ、食事などの介護や外出時の移動支援を総合的に行います。

(3) 行動援護

知的障害または精神障害により行動上著しい困難を有する障害者に介助や外出時の移動の支援などを行います。

(4) 重度障害者等包括支援

常時介護を要する障害者で得に介護の必要な程度が高いと認められた方に対し、居宅介護などの障害福祉サービスを包括的に提供します。

訪問系サービス見込み量（月間の利用時間）

	18年度	19年度	20年度	23年度
居宅介護	5,916 時間分	6,510 時間分	7,069 時間分	8,746 時間分
重度訪問介護				
行動援護				
重度障害者等包括支援				

2 日中活動系サービス

(1) 生活介護

常時介護を必要とする障害者に対し、入浴、排せつ、食事の介護や創作的活動または生産活動の機会を提供します。

生活介護見込み量（上段：月間の利用人数、下段：月間延べ利用人数）

		18年度	19年度	20年度	23年度
生活介護	入所系	1人 22人日分	4人 88人日分	11人 242人日分	38人 836人日分
	通所系	2人 44人日分	2人 44人日分	5人 110人日分	56人 1,232人日分

注：「人日」とは、「月間の利用人員」に「一人1か月当たりの平均利用日数」を乗じて得られた数値です。例えば、2人の利用者が1か月平均22日サービスの提供を受けた場合には、「44人日」となります。

(2) 自立訓練

地域生活を営む上で必要な身体機能や生活能力向上のために一定期間必要な訓練を行います。

自立訓練見込み量（上段：月間の利用人数、下段：月間延べ利用人数）

		18年度	19年度	20年度	23年度
自立訓練 (機能訓練)		0人 0人日分	0人 0人日分	0人 0人日分	0人 0人日分
自立訓練 (生活訓練)		1人 22人日分	2人 44人日分	2人 44人日分	0人 0人日分

(3) 就労移行支援

一般就労を希望する方に、一定期間（2年間）における知識や能力を養い、適性にあった職場に就労、定着を図るために訓練を行います。

就労移行支援見込み量（上段：月間の利用人数、下段：月間延べ利用人数）

		18年度	19年度	20年度	23年度
就労移行支援		0人 0人日分	3人 66人日分	6人 132人日分	8人 176人日分

(4) 就労継続支援

通常の事業所で働くことが困難な方に、就労機会の提供を通じ、生産活動にかかる知識や能力の向上のための訓練を行います。これらを通じて、知識、能力が高まった方は就労に向けての支援を行います。

就労継続支援見込み量（上段：月間の利用人数、下段：月間延べ利用人数）

	18年度	19年度	20年度	23年度
就労継続支援（A型）	0人 0日分	0人 0人日分	0人 0人日分	0人 0人日分
就労継続支援（B型）	3人 66人日分	36人 792人日分	131人 2,882人日分	209人 4,598人日分

(5) 療養介護

医療及び常時介護が必要な方で、病院等への入院による医学的管理の下、機能訓練や療養上の管理、看護、介護を提供します。

療養介護見込み量（月間の利用人数）

	18年度	19年度	20年度	23年度
療養介護	1人	1人	1人	1人

(6) 児童デイサービス

障害児が施設に通い、日常生活の基本的動作の指導や集団生活への適応訓練等を提供します。

児童デイサービス（上段：月間の利用人数、下段：月間延べ利用人数）

	18年度	19年度	20年度	23年度
児童デイサービス	1人 2人日分	1人 2人日分	1人 2人日分	2人 4人日分

(7) 短期入所

自宅で介護を行う方が病気等の場合、短期間、施設へ入所できるサービスを提供します。

短期入所見込み量（上段：月間の利用人数、下段：月間延べ利用人数）

	18年度	19年度	20年度	23年度
短期入所	21人 97人日分	21人 98人日分	21人 99人日分	22人 101人日分

3 居住系サービス

(1) 共同生活援助（グループホーム）

就労等の日中活動を利用している知的障害者・精神障害者であって、地域で共同生活を営む方に、住居における相談や日常生活上の支援を提供します。

(2) 共同生活介護（ケアホーム）

生活介護等の日中活動を利用している知的障害者・精神障害者であって、食事や入浴等の介護や日常生活上の支援を提供します。

共同生活援助、共同生活介護見込み量（月間の利用人数）

	18年度	19年度	20年度	23年度
共同生活援助	33人	34人	35人	44人
共同生活介護				

(3) 施設入所支援

施設に入所する方に、入浴や排せつ、食事の介護などを提供します。

施設入所支援見込み量（月間の利用人数）

	18年度	19年度	20年度	23年度
施設入所支援	1人	5人	13人	42人

4 相談支援サービス

(1) 相談支援

自ら福祉サービスの利用に関する調整が困難な単身の障害者のサービス利用計画作成の支援を行います。

相談支援見込み量（月間の利用人数）

	18年度	19年度	20年度	23年度
相談支援	0人	0人	0人	0人

第5節 旧体系サービスから新体系サービスへ移行することによる見込まれる旧体系サービス利用者の推計値

(1) 日中活動系旧入所サービス分

身体障害者療護施設(入所)・身体障害者更生施設(入所)・身体障害者授産施設(入所)・知的障害者入所更生施設・知的障害者入所授産施設において行われる日中活動系サービス相当分

(2) 日中活動系旧通所サービス分

身体障害者療護施設(通所)・身体障害者更生施設(通所)・身体障害者授産施設(通所)・知的障害者通所更生施設・知的障害者通所授産施設・精神障害者通所授産施設・小規模通所授産施設(身体・知的・精神)の各通所施設において行われる日中活動系サービス相当分

日中活動系サービスの推計値(月間の利用人数)

	17年度	18年度	19年度	20年度	23年度
旧入所サービス分	42人	44人	40人	31人	0人
旧通所サービス分	153人	149人	119人	30人	0人

(3) 居住系旧入所サービス分

身体障害者療護施設(入所)・身体障害者更生施設(入所)・身体障害者授産施設(入所)・知的障害者入所更生施設・知的障害者入所授産施設において行われる居住系サービス相当分

居住系サービスの推計値(月間の利用人数)

	17年度	18年度	19年度	20年度	23年度
旧入所サービス分	42人	44人	40人	31人	0人

第6節 サービス提供体制確保の方策

1 訪問系サービスについて

障害の区別なく必要な訪問系サービスを提供します。東大和市において、訪問系サービスを提供する指定事業者は平成19年1月現在17箇所あり、提供体制はほぼ充足しています。

今後、退院可能精神障害者などの新たな利用者に対応するとともに、円滑な利用と質の高いサービスを確保するため、情報の提供や事業者連絡会等の開催に努めます。

2 日中活動系サービスについて

(1) 生活介護について

平成23年度において、通所による生活介護利用者は56名が見込まれます。市外にある施設利用を勧案しても、40名前後は市内の生活介護事業利用が見込まれます。市民懇談会及びアンケートにおいて、養護学校の卒業後に在宅とならないよう日中活動を提供する事業所の整備が求められています。このことから、桜が丘の保健所建設予定地跡地に建設する総合福祉センター内に生活介護事業を整備していきます。

(2) 自立訓練について

利用者は各年度2名程度が見込まれます。指定事業者のサービスの利用により提供体制を確保します。

(3) 就労移行支援について

指定事業者の利用、市内の旧体系サービス事業所の新体系への移行により提供体制を確保します。

(4) 就労継続支援について

市内の旧体系サービス事業所及び小規模作業所等の新体系への移行により、旧体系サービス利用者の円滑な新体系サービス利用を図ります。なお、市内の小規模作業所等の新体系サービスへの移行を支援するため、連絡調整会議を開催していきます。

また、指定事業者の活用を図ります。

みのり福祉園の通所授産については、就労継続支援（B型）への移行を図り、同時に今後見込まれる養護学校卒業生、転入者等のサービス利用が可能となるよう、定員の拡大を図ります。

なお、保健所建設予定地跡地に建設する総合福祉センター内に、就労と生活支援を一体的に支援する障害者就労・生活支援センターを整備していきます。

(5) 療養介護について

指定事業者の活用を図ります。

(6) 児童デイサービスについて

指定事業者の活用を図ります。

(7) 短期入所

市内に指定事業者の整備がすすんでいます。あわせて近隣の指定事業者の活用を図り、提供体制を確保します。

3 居住系サービスについて

(1) 共同生活援助（グループホーム）、共同生活介護（ケアホーム）について

市内には10箇所（うち共同生活援助事業（グループホーム）、共同生活介護事業（ケアホーム）との重複指定6箇所）、定員合計46名が整備されています。

施設入所から地域移行に際して、また在宅からのグループホーム・ケアホーム利用が見込まれます。施設の整備について、社会福祉法人等に整備を要請していきます。

このうち精神障害者対象のグループホームは定員5名で通過型（原則利用期間最長3年）で運営されています。このことから、長期入院患者で地域移行が図られる者のうち居住の場がグループホームと推計できる3名については、現状の1箇所で提供体制の確保を見込みます。

(2) 施設入所支援について

旧体系の入所施設から施設入所支援への移行については、適切に対応していきます。

4 相談支援サービスについて

相談支援サービスについては、必要に応じ適切に対応していきます。

第7節 地域生活支援事業の実施に関する事項

障害者がある有する能力及び適性に依じて、自立した日常生活、社会生活を営むことができるように、障害者自立支援法に基づいた「東大和市地域生活支援事業」を実施します。

実施事業は、法により必須とされている「相談支援事業」「コミュニケーション支援事業」「日常生活用具給付等事業」「移動支援事業」「地域活動支援センター事業」に加え、「訪問入浴サービス事業」「更生訓練費給付事業」「就職支度金給付事業」「日中一時支援事業」「自動車運転免許取得費助成事業」「自動車改造費助成事業」「住宅設備改善事業」を行います。

地域生活支援事業と自立支援給付のサービスは、障害者及び障害児(以下「障害者等」という。)の地域生活での自立と社会参加を支援する上で両輪となるものです。市では、今後も様々なニーズを踏まえ、必要なサービスの実施を検討していきます。

1 相談支援事業

障害者等、障害児の保護者又は障害者等の介護を行う人からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行うほか、権利擁護等の必要な援助を行うことにより障害者等が自立した日常生活、社会生活を営むことができるように支援します。

(1) 相談支援事業

ア 障害者相談支援事業

(ア) 事業内容

福祉サービス及び社会資源の利用に関する相談・助言・紹介、社会生活力を高めるための支援、権利擁護のための援助、地域自立支援協議会の運営等を行います。

(イ) 対象者

障害者等、障害児の保護者又は障害者の介護を行う者 等

(ウ) 実施に関する考え方

精神障害者を対象とした相談支援事業を社会福祉協議会に委託して実施しています。19年度以降も継続して実施します。

また、保健所建設予定地跡地に建設する総合福祉センターに、身体的障害者を対象とした相談支援事業を行う障害者地域自立生活支援センターを整備していきます。

イ 地域自立支援協議会

(ア) 事業内容

相談支援事業の運営評価や障害者支援システム作りの中核的役割を担う機関として市が設置します。

(イ) 構成メンバー

相談支援事業者、障害福祉サービス事業者、保健・医療関係者、教育・雇用関係機関、企業、障害者関係団体、学識経験者 等

(ウ) 実施に対する考え方

平成20年度に実施する予定です。

相談支援事業実施箇所、地域自立支援協議会設置見込み数 (単位：箇所)

事業名	18年度	19年度	20年度	23年度
障害者相談支援事業	1	1	1	2
地域自立支援協議会			1	1

(2) 市町村相談支援機能強化事業

(ア) 事業内容

専門的な相談支援等を要する困難ケースの援助を行うことなどを目的に、社会福祉士、精神保健福祉士等専門的職員を配置し相談機能強化を図ります。

(ウ) 実施に対する考え方

現在精神障害者を対象として、社会福祉協議会に委託して実施しています。精神障害者の退院促進について、東京都が配置するコーディネーターと連携・調整を図りながら、地域生活移行後の支援体制の整備に努めていきます。

また、今後整備する障害者地域自立生活支援センターにおいても実施します。

相談支援強化事業実施箇所見込み数 (単位：箇所)

事業名	18年度	19年度	20年度	23年度
市町村相談支援強化事業	1	1	1	2

(3) 住宅入居等支援事業（居住サポート事業）

(ア) 事業内容

不動産業者に対する物件斡旋依頼、家主等との入居契約の支援、居住支援のための関係機関によるサポート体制の調整等を行います。

(イ) 対象者

民間賃貸住宅への入居を希望する障害者で保証人がいない等の理由により入居が困難な知的障害者・精神障害者。

(ウ) 実施に対する考え方

平成20年度に精神障害者を対象として実施する予定です。また、今後整備する障害者地域自立生活支援センターで知的障害者を対象として実施する予定です。

住宅入居支援事業実施箇所見込み数 (単位：箇所)

事業名	18年度	19年度	20年度	23年度
住宅入居支援事業			1	2

(4) 成年後見制度利用事業

(ア) 事業内容

成年後見人制度の申立てに要する費用（鑑定費用、登記手数料、後見人の報酬の全部又は一部）を助成します。

(イ) 対象者

知的障害者福祉法第28条、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第51条の11の2に基づく手続きを要する者

(ウ) 実施に対する考え方

現在実施しています。19年度以降も継続して実施します。

成年後見制度利用事業実施箇所見込み数 (単位：箇所)

事業名	18年度	19年度	20年度	23年度
成年後見人制度 利用支援事業	1	1	1	1

2 コミュニケーション支援事業

(ア) 事業内容

手話通訳者、要約筆記者等の派遣や点訳、音訳等により意思疎通を図ることに支障がある障害者等の意思疎通の円滑化を支援します。

(イ) 対象者

聴覚、言語機能、音声機能、視覚、その他の障害のため、意思疎通を図ることに支障がある障害者等

(ウ) 実施に対する考え方

手話通訳者の派遣事業は、現在委託により実施しています。19年度以降も継続して実施します。

要約筆記者の派遣事業は、19年度より委託にて実施を予定しています。

点訳、音訳による支援事業は、音声テープにした市報・こうみんかんだよりを希望者に配付しています。

コミュニケーション支援事業利用見込み人数 (単位：人)

事業名	18年度	19年度	20年度	23年度
手話通訳者の派遣	10	11	11	13
要約筆記者の派遣		2	2	4
点訳、音訳による支援事業	22	24	24	28

3 日常生活用具給付等事業

(ア) 事業内容

障害者等が日常生活を容易にするための日常生活用具を購入した場合に、その用具の購入に要する費用を支給します。

(イ) 対象者

東大和市障害者地域生活支援事業規則第16条及び別表第1に定める障害者等。

(ウ) 実施に対する考え方

現在実施しています。19年度以降も継続して実施します。代理受領方式により費用を支給します。利用者負担については、住宅設備改善事業と合算して負担上限月額を調整します。

日常生活用具給付費支給見込み件数

(単位：件)

用具名	18年度	19年度	20年度	23年度
介護・訓練支援用具	14	15	15	17
自立生活支援用具	30	31	31	33
在宅療養等支援用具	20	21	21	23
情報・意思疎通支援用具	30	35	40	55
排泄管理支援用具	1,648	1,700	1,750	1,900
居宅生活動作補助用具 (小規模住宅改修費)	6	7	7	9

4 移動支援事業

(ア) 事業内容

屋外での移動が困難な障害者等が、社会生活上不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加のための外出の際に介護者を派遣して移動を支援します。

(イ) 対象者

屋外の単独移動が困難な知的障害者又は精神障害者。

視覚障害者又は補装具費の支給対象となった車椅子を利用する1級及び2級の身体障害者等。

(ウ) 実施に対する考え方

個別支援型

個別的支援が必要な者に対するマンツーマンによる支援

グループ支援型

複数の障害者等への支援、屋外でのグループワークや同一イベントへの複数同時参加の場合の支援

現在個別支援型を実施しています。19年度以降も継続して実施するとともに、登録事業者の拡大に取り組み、利便性の確保に努めます。また、20年度にはグループ型も合わせて実施する予定です。

利用者負担については、日中一時支援事業の利用者負担及び介護給付費等の利用者負担と合算して負担上限月額を調整します。

移動支援事業利用見込み数

(単位：箇所、人、時間)

事業名	18年度			19年度			20年度			23年度		
	実施見込み箇所数	利用見込み者数	延べ利用時間数	実施見込み箇所数	利用見込み者数	延べ利用時間数	実施見込み箇所数	利用見込み者数	延べ利用時間数	実施見込み箇所数	利用見込み者数	延べ利用時間数
個別支援型	29	91	951	32	97	1,065	34	105	1,155	38	125	1,377
グループ支援型							2	10	100	3	13	130

5 地域活動支援センター

(ア) 事業内容

基礎的事業として、創作的活動、生産的活動の機会の提供等、社会との交流促進の支援を行う事業を実施します。

また、基礎的事業に加え、地域活動支援センター 型では、専門職員（精神保健福祉士等）を配置し、医療・福祉及び地域の社会基盤との連携強化のための調整、地域住民ボランティアの育成、障害に対する理解促進の啓発事業等を実施します。

地域活動支援センター 型では、地域において雇用・就労が困難な在宅障害者に対し、機能訓練、社会適応訓練等のサービスを実施します。

(イ) 対象者

障害者等

(ウ) 実施に対する考え方

地域活動支援センター 型は、東大和市精神障害者地域生活支援センターウエルカムで精神障害者を対象に、同 型は、市立みのり福祉園で身体障害者を対象に実施しています。19年度以降も継続して実施します。

地域活動支援センター実施箇所見込み、利用見込み人数 (単位：箇所、人)

事業形態	18年度		19年度		20年度		23年度	
	実施見込み箇所数	利用見込み人数	実施見込み箇所数	利用見込み人数	実施見込み箇所数	利用見込み人数	実施見込み箇所数	利用見込み人数
地域活動支援センター 型	1	6,100	1	6,200	1	6,300	1	6,600
地域活動支援センター 型	1	1,700	1	1,800	1	1,850	1	2,000

6 その他の事業

上記の必須事業以外の事業で、自立した日常生活、社会生活を営む上で必要な支援事業として以下の事業を実施します。

(1) 訪問入浴サービス事業

(ア) 事業内容

入浴困難な在宅の重度障害者等に対して、週1回入浴巡回車を派遣し、組立式浴槽による入浴のサービスを実施します。

(イ) 対象者

身体障害者手帳1、2級及び愛の手帳1、2度の入浴困難な在宅の障害者等

(ウ) 実施に対する考え方

現在実施しています。19年度以降も継続して実施します。

訪問入浴サービス利用見込人数 (単位:人)

事業名	18年度	19年度	20年度	23年度
訪問入浴サービス事業	14	14	15	16

(2) 更生訓練費給付事業

(ア) 事業内容

施設に入所又は通所している障害者等で、社会復帰のための訓練を受けている者に対しその訓練を効果的に受けられることができるよう必要な経費に充てるための金銭を給付します。

(イ) 対象者

就労移行支援事業又は自立訓練支援を受けている生活保護世帯の障害者。

ただし、18年9月以前に、旧法施設で更生訓練を受けている者を含む。

(ウ) 実施に対する考え方

現に支給を受けている者は、施設が新体系に移行した際就労移行支援サービス、自立訓練支援サービスの対象とならない場合は支給廃止となるため、順次減少し、新体系移行施設の利用者の中から対象者が見込まれません。

更生訓練費支給見込み人数 (単位:人)

事業名	18年度	19年度	20年度	23年度
更生訓練費給付事業	17	10	8	2

(3) 就職支度金給付事業

(ア) 事業内容

施設に入所又は通所している障害者が、就職等により施設を退所する場合に就職支度金を支給します。

(イ) 対象者

施設において就労移行支援サービス又は就労継続支援サービスを利用している身体障害者

(ウ) 実施に対する考え方

対象となる方に支給します。

就職支度金支給見込人数

(単位：人)

事業名	18年度	19年度	20年度	23年度
就職支度金給付事業	0	0	0	0

(4) 日中一時支援事業

(ア) 事業内容

障害者等に対し事業者の施設等において日中一時的に排泄、食事等の介護、その他の日常生活上の援助を行います。

(イ) 対象者

学齢児以上の障害者等

(ウ) 実施に対しての考え方

現在実施しています。19年度以降も継続して実施します。登録事業者の拡大に努めます。

利用者負担については、移動支援事業及び介護給付費等と合算して負担上限月額を調整します。

日中一時支援実施見込み事業者数及び利用見込み人数

(単位：箇所、人)

事業名	18年度		19年度		20年度		23年度	
	実施見込事業者数	利用見込人数	実施見込事業者数	利用見込人数	実施見込事業者数	利用見込人数	実施見込事業者数	利用見込人数
日中一時支援事業	5	40	5	44	5	44	6	50

(5) 自動車運転免許取得費助成事業

(ア) 事業内容

自動車運転免許を取得する障害者に対して、運転免許の取得に要する費用の一部を助成します。

(イ) 対象者

身体障害者手帳3級以上(内部障害4級以上、下肢、体幹障害5級以上)の者又は愛の手帳所持者で道路交通法施行細則に定める適正試験に合格している者で所得制限内の者。

(ウ) 実施に対する考え方

現在実施しています。19年度以降も継続して実施します。

自動車運転免許取得費助成利用見込み人数 (単位:人)

事業名	18年度	19年度	20年度	23年度
自動車運転免許取得費助成事業	1	3	3	3

(6) 自動車改造費助成事業

(ア) 事業内容

自己の所有する自動車の操向装置及び駆動装置の改造が必要な障害者に対し、自動車の改造に要する費用の一部を助成します。

(イ) 対象者

上肢、下肢、体幹に係る障害を有する身体障害者で、1級又は2級の障害者

(ウ) 実施に対する考え方

現在実施しています。19年度以降も継続実施します。

自動車改造費助成事業利用見込み人数 (単位:人)

事業名	18年度	19年度	20年度	23年度
自動車改造費助成事業	2	4	4	4

(7) 住宅設備改善事業

(ア) 事業内容

重度の身体障害者(児)が日常生活の利便を図るため、その居住する家屋の住宅設備を改善した場合に、改善に要する費用を限度額内において助成する。

(イ) 対象者

中規模改修

学齢児以上65歳未満の下肢又は体幹に係る障害が2級以上の者(児)及び補装具費の支給対象となった車椅子を利用している内部障害者(児)

屋内移動設備設置

学齢児以上で、上肢、下肢又は体幹に係る障害が1級以上の者(児)で歩行ができない状態にあるもの及び補装具費の支給対象となった車椅子を利用している内部障害者(児)

(ウ) 実施に対する考え方

現在実施しています。19年度以降も継続して実施します。

代理受領方式により費用を支給します。利用者負担は日常生活用具給付等事業と合算して負担上限月額を調整します。

住宅設備改善事業利用見込み件数

(単位：件)

事業名	18年度	19年度	20年度	23年度
中規模改修	6	6	6	6
屋内移動設備設置	2	2	2	2

(このページは白紙です)

第5章

計画の実施と評価

(このページは白紙です)

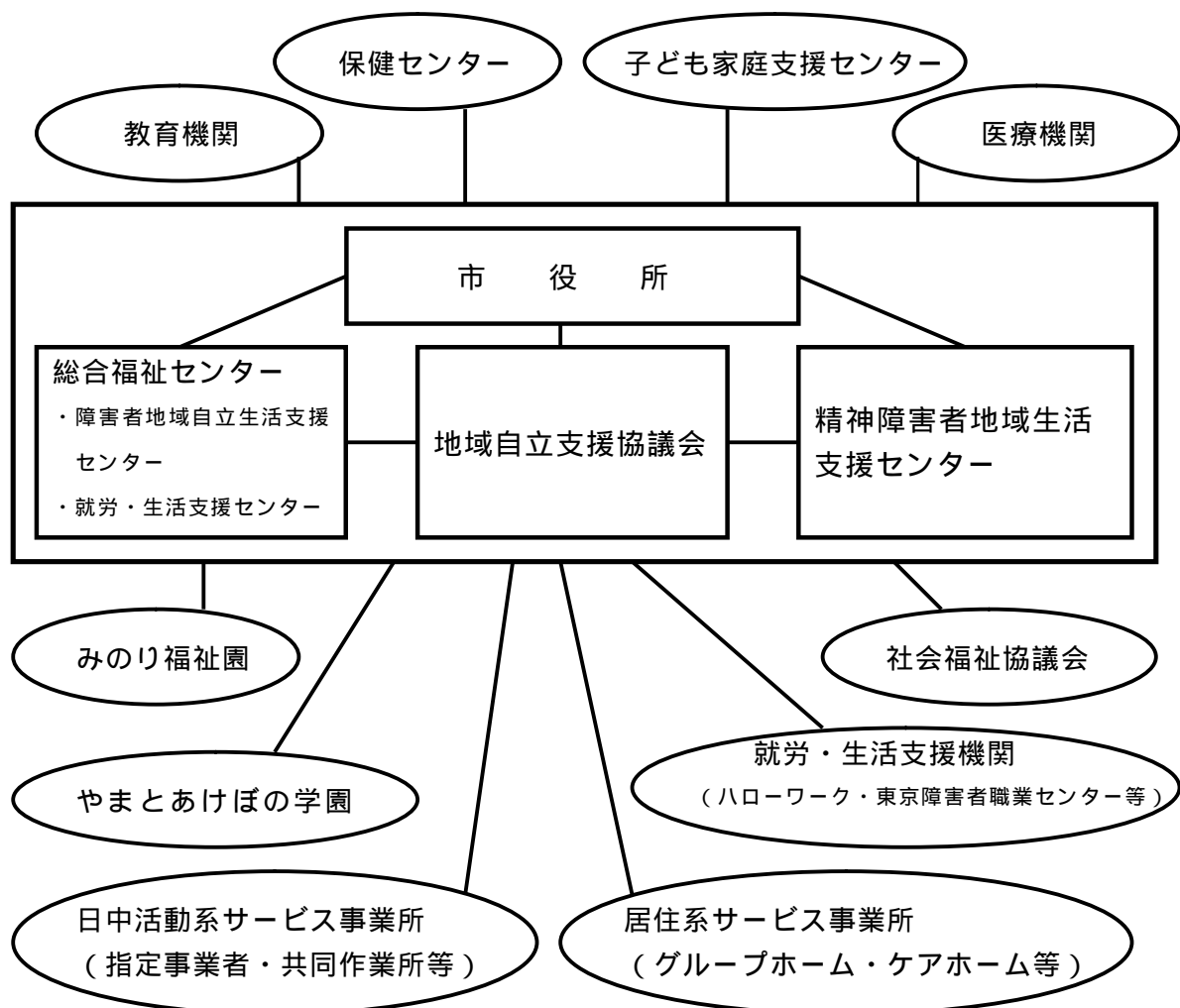
1 障害者のための地域生活支援の仕組み

東大和市の障害者の自立と地域生活並びに社会参加を支援するための障害福祉サービス等に係る施設機能の必要性を踏まえ、保健所建設予定地跡地（東大和市桜が丘2丁目地内）に建設する総合福祉センターに、日中活動系サービス事業である生活介護事業、相談支援事業を行う障害者地域自立生活支援センター、就労と生活の支援を一体的に提供する就労・生活支援センター及びのぞみ集会所の老朽化に伴う代替となる集会室機能を整備していきます。

みのり福祉園で実施している生活実習事業については、総合福祉センターの整備に合せ事業の調整を図ります。また、知的障害者授産事業については、障害者自立支援法に基づく新体系サービスへの移行と合わせて定員の拡大を図ります。

さらに、やまとあけぼの学園については、発達障害者への支援機能を充実するため、総合福祉センターへの併設も視野に入れて検討していきます。

《システムイメージ》



2 指定管理者制度の活用や業務委託の検討

指定管理者制度は、「公の施設」の管理を公共的な団体に加え、民間事業者も含めた適任者に任せ、その施設の設置目的をより効果的に達成させるというもので、市では現在高齢者在宅サービスセンターと地域包括支援センターにおいて、この制度を適用しています。

住民サービスの向上を図りつつ行政コストの縮減を図るため、今後の施設運営に際し、活用を検討していきます。

また、民間事業者の活用により効果的に実施できると思われる事業については、事業運営の中立・公平性の確保に留意しながら、業務委託等の検討を進めます。

3 関係機関・団体との連携

福祉、保健、医療などの関係機関、福祉活動を行う地域の団体、NPO法人、サービス事業者との連携を進め、サービスの拡充を図ります。

4 計画の進行管理

計画に沿った施策の推進を図るとともに、計画の進行管理や評価を適正に行い、その結果を第2期の計画策定に適切に反映していきます。

参考資料

東大和市地域福祉審議会委員 名簿

東大和市地域福祉審議会条例

障害福祉計画策定の審議経過

障害福祉計画策定に向けた説明会等

(このページは白紙です)

東大和市地域福祉審議会委員 名簿

(任期：平成18年6月1日～平成21年5月31日)

順不同、敬称略

区分	氏名	所属	備考
学識経験者	林 安紀子	東京学芸大学	障害者部会・部会長
	添田 正揮	日本社会事業大学	市民活動部会・審議会副会長
	中薫 賢治	森永乳業(株)東京多摩工場長	家庭・子育て部会
保健医療関係 機関(団体)	内野 秀治	東大和市医師会	市民活動部会
	小川 善徳	東大和市歯科医師会	高齢者部会
	成田 友代	多摩立川保健所	高齢者部会
福祉等関係 機関(団体)	高橋 澄子	社会福祉協議会	障害者部会・審議会会長
	高久 英夫	障害者関係機関(団体)	障害者部会・部会長代理
	多智 利枝	障害者関係機関(団体)	障害者部会
	野口 万喜子	老人福祉施設関係	高齢者部会
	鹿島 栄一	老人クラブ連合会	高齢者部会
	津郷 忠直	私立保育園関係	家庭・子育て部会
	高橋 満智子	母子会(さつき会)	市民活動部会
	阪口 ヨシ枝	民生委員・児童委員協議会	家庭・子育て部会
	鈴木 セツ子	ボランティア会	市民活動部会
公募市民	今野 初恵		障害者部会
	谷村 敞平		高齢者部会
	中村 一江		市民活動部会
	菊地 フミ子		家庭・子育て部会
	末宗 直人		家庭・子育て部会

東大和市地域福祉審議会条例

平成7年12月26日

条例第34号

(設置)

第1条 東大和市における地域福祉の推進を図るため、東大和市地域福祉審議会(以下「審議会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議し、その結果を市長に答申する。

- (1) 地域福祉計画に関すること。
- (2) 地域福祉施策の充実及び推進に関すること。
- (3) その他市長が必要と認める事項

(組織及び委員)

第3条 審議会は、委員20名以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者 3名以内
- (2) 保健医療関係機関(団体)の代表者 3名以内
- (3) 福祉等関係機関(団体)の代表者 9名以内
- (4) 公募による市民 5名以内

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、3年とし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長1名を置き、その選任方法は、委員の互選による。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集する。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(意見等の聴取)

第7条 審議会は、必要に応じて、委員以外の者の出席を求め、意見及び説明を聴取することができる。

(専門部会)

第8条 審議会のもとに専門的事項について調査審議するため、専門部会を置くことができる。

- 2 部会員は、委員のうちから会長が指名する。
- 3 専門部会に部会長を置き、その選任方法は、部会員の互選による。

(庶務)

第9条 審議会の庶務は、福祉部において処理する。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成8年3月1日から施行する。

附 則(平成16年3月10日条例第6号)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例の施行の日に委嘱されている委員の任期は、改正後の第4条第1項の規定にかかわらず、平成17年12月31日までとする。

障害福祉計画策定の審議経過

会議名	開催日	議題
第1回 地域福祉審議会	平成18年 6月21日(水)	会長・副会長の選出 諮問「東大和市障害福祉計画について」
第2回 地域福祉審議会	平成18年 9月27日(水)	障害福祉計画について
第1回 障害者部会	平成18年 9月27日(水)	部会長の選出 平成18年度会議開催スケジュールについて
第2回 障害者部会	平成18年10月31日(火)	市民意見報告について 審議会(部会)の意見聴取について 素案作成に向けての計画イメージについて 東京都との調整状況について 市民懇談会について
第3回 障害者部会	平成18年11月22日(火)	障害福祉計画(素案)概要について
第4回 障害者部会	平成19年 1月 3日(火)	部会長代理の選出 障害福祉計画(素案)について
第5回 障害者部会	平成19年 2月 5日(月)	障害福祉計画(案)について
第3回 地域福祉審議会	平成19年 3月 2日(金)	障害福祉計画(案)について 障害福祉計画の答申について

障害福祉計画策定に向けた説明会等

実施事業名	実施日	実施内容
障害福祉計画策定のためのアンケート	平成18年10月13日 ~ 平成18年10月24日	障害当事者、関係団体等にアンケートを実施した。 回答数 111件
障害福祉計画策定に際しての市民懇談会	平成18年12月 1日 奈良橋市民センター 中央公民館	障害福祉計画策定に際して、市民意見の聴取を行った。 参加者数 37名 20名
障害福祉サービスへの移行についての連絡調整会議	平成18年12月 4日 ~ 平成18年12月11日	障害福祉サービスの移行見込み等についての聴取を行った。 対象団体数 市内小規模通所授産施設及び共同作業所 8施設
障害福祉計画素案についての市民説明会	平成19年 1月26日 平成19年 1月27日 場所 会議棟	障害福祉計画素案について説明を行い、意見等の聴取を行った。 参加者数 24名 19名
障害福祉計画案についての市民意見公募	平成19年 2月15日 ~ 平成19年 2月20日	障害福祉計画案について、市民から意見の募集を行った。 意見提出者数 11名

(このページは白紙です)